

年金制度改正に係るこれまでの意見の整理（案）

検討項目	論点	委員意見
1. 年金制度改正の基本的な視点	○年金制度改正の基本的な視点をどう考えるか。	<p>【現役世代の年金に対する不信感を払拭する改革を目指すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金制度は、個人で考えても半世紀を超える安定性がある初めて信頼するに値するものとなる。今問われているのは、この信頼である。(大山・山口・向山) 現役世代の制度に対する不信感、不安感を払拭を図り、将来にわたって持続可能な制度を構築することが必要である。具体的には、「保険料負担」を固定し、「世代間のアンバランスを解消」するとともに、「国民年金の空洞化の解消」、「世代内の負担の不公平の是正」を図り、「積立金の在り方の見直し」などを行う必要がある。(井手・岡本・矢野) 改革の際に重要な視点の一つは、若年層や現役世代の年金不信を払拭できる改革を志向することである。(翁) 揺るぎない制度を構築し、安心のメッセージを発することで、年金制度に対する不安感・不信感を払拭することが必要。(堀) <p>【給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものにすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の年金改革では、現役世代と企業の負担の限界を踏まえ、保険料負担に軸足を置いた制度、持続可能な制度を確立すべき。また、現役世代の負担を考慮しつつ、既受給者を含め、国民全体で痛みを分かち合うことが不可欠である。(矢野) 現役世代に比べて遜色のない所得を有し、資産において恵まれている高齢者にも応分の負担を求めて世代間の公平化を進めるべきである。(山崎) 将来世代の保険料や税負担の総額を負担可能な限度に抑制するためには、給付システムの思い切った改革と給付水準の見直しが必要である。(神代) 世代間の公平を図り、持続可能な制度とするためには、負担の上昇を極力抑制する観点から、給付の徹底的な見直しを行うべきである。また、世代間の年金給付額と保険料負担の関係を明らかにすべきであり、試算結果について国民に開示すべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【少子化、高齢化の進行に対し、柔軟に対応でき、かつ安定した制度とするべきとする意見】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料の引上げによる負担増と給付水準の抑制を議論しなくてもよいような、中長期的に持続可能な制度を確立すべき。(岡本) ・ 今回の財政再計算は将来にわたって大きく改正する必要のない持続可能な制度を確立するまたとない機会であり、負担と給付のあり方を中心に現行制度を抜本的に見直し、年金制度に対する国民の信頼を回復する必要がある。(矢野) ・ 年金の姿を決めるにあたって政治と行政にだけまかせるのではなく、国民全体の努力を引き出すインセンティブを制度自体に組み込むことが望ましい。(渡辺) <p>【将来の年金を実感できる分かりやすい制度とするべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に対する拠出と給付の関係を明確に告知することは、若年層や現役世代の年金不信や不安を解消するために極めて重要である。(翁) ・ 負担と給付の関係について国民に分かりやすい制度に変えていくべき。(岡本、矢野) ・ 若い世代に関して言えば、不信感をこれ以上増大させないためにも、将来の年金額というものを明確に情報提供すべき。(杉山) <p>【就労形態、ライフスタイルの変化に対応できるものである制度とするべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人の人間の生涯の働き方を自営業、被用者、専業主婦というような形で固定的にとらえることは適切でない。ライフスタイルの多様化、就業の多様化を反映した制度の充実が必要。(岡本) ・ 女性に限らず、男性についても多様な働き方が増加しつつある中で公的年金についても時代に適した抜本的な改革が必要。(井手) ・ 固定的な性別役割等を反映した制度から、できる限り中立的な制度へ変えていくべき。(大澤) ・ 今後、女性や高齢者が就労し、インターネット等を使用したSOHOでの働き方が増えていくことを考えれば、多様な働き方に応える年金制度を検討していくことが必要。(杉山) <p>【成熟した社会における公的年金の役割を再考する必要があるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで公的年金制度は、制度の大きな枠組みは変えずに部分的に対処してきたが、かつての肉体労働を中心とした労働内容が変化し知的な部分が大きくなった結果、労働の負担も小さくなり、一生働き、あるいはボランティア活動を通じて社会と関わりを持っていきたいと考える人も増えている中で、公的年金制度についても、多様な二
--	--	--

		ーズや貢献を考慮に入れ、抜本的な改革の是非を検討すべき。(若杉)
--	--	----------------------------------

検討項目	論点	委員意見
<p>2. 公的年金制度の基本的な考え方・体系</p> <p>(1) 制度の体系についてどう考えるか。</p>	<p>①現行の2階建て方式（基礎年金＋報酬比例年金）の維持</p> <p>(a) 基礎年金を社会保険方式とすべきとする考え方</p>	<p>【現行の2階建て方式を維持すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現役時代の主たる収入源が賃金である被用者グループについては、退職により主たる収入源を喪失することから、引退前の所得水準が一定程度反映される現行の2階建て方式を、今後とも維持すべき。しかし、現役時代の所得格差を高齢期にそのまま持ち込まないよう、所得再配分機能を現行以上に強めるべき。(大山・山口・向山) ・被用者グループと自営業者グループでは就業形態などが異なり、現行の体系にならざるを得ない。(大山・山口・向山) ・退職一時金と企業年金がそれなりの水準で出ている労働者は半分に過ぎない。2階部分を民営化してうまくいかなくなったら、多くの労働者が基礎年金のみという状況になってしまう。(神代) ・厚生年金の適用漏れとみるべき雇用者が多くおり、徴税機関との連携、労働保険との適用・徴収の一元化により適用を進めるとともに、制度横断的に利用できる社会保障番号制度を導入すべき。(山崎) <p>【社会保険方式を維持すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険か税かは、単に財源（保険料、税）が異なるだけでなく、保障システム（社会保険、社会扶助）が異なる。社会保険方式は、リスクに備えて保険料を拠出するという自助の要素が内在し、また、その見返りとして所得・資産にかかわらず給付が行われる。また、収支のバランスをとる必要があるため、コスト意識が高まる。税のみを財源とした社会扶助方式では、その給付水準は生活困難の救済に必要な程度に抑えられ、かつ、所得制限などが付随してしまう。(堀) ・市場経済に適合するのは、共助を基本におき、公助によってこれを補うという関係の社会保障制度である。社会保険方式を堅持しつつ、主要財源としての保険料と補足的財源としての租税負担を適切に組み合わせるのが妥当。ただし、社会保険の適用と保険料徴収力の強化が不可欠。(山崎) ・税方式化は、何もしなくても一定年齢に達すれば年金が支給されるという点で違和感がある。所得調査も避けられない。保険料を納めた人がそれに見合った給付を受ける

	<p>○現行制度の基礎年金拠出金についてどう考えるか。</p>	<p>というシステムが望ましい。(渡辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金制度の基本的な精神は、自分の老後の所得は自分の所得で確保することであり、その意味では、加入して保険料を支払う社会保険が理念上相応しい。ただし、我が国では年金においても社会扶助の要素が入っているので、税財源が加わることとなる。(若杉) 社会保険方式の方が給付と負担の関係が明確であり、負担増について国民の合意を得やすい。負担を先送りすることなく、税方式化に伴う財源を確保することが可能か。(堀・山崎) 現行の社会保険方式は、国民年金の未納の問題、第3号被保険者の問題などがあるにしても、95%の人はきちんと保険料を払っている。消費税はいったん税率が上がっても政権によって変わる可能性があり、年金制度に政治的不安定要因を持ち込むことになる。(神代) 事業主も、保険料の拠出を通じてサラリーマンの老後の生活保障に役割を果たす責任があるのではないか。(堀) <p>【厚生年金保険料の基礎年金に対する部分と報酬比例部分を分離すべき、もしくは負担の内訳を明確化すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金の基礎年金拠出額は増加しており、負担の構造を明らかにするために厚生年金保険料の1階分と2階分を分離すべき。また、将来の基礎年金の税方式化のためにも必要。(矢野) 現役世代の制度に対する理解を高め、不信感・不安感を払拭していく観点から、保険料の用途を明確にしていく必要がある。特に、基礎年金拠出金制度を通じて、結果として未納者や未加入者の分まで負担を肩代わりしている財政運営のあり方は問題がある。(岡本) <p>【基礎年金拠出金の負担は制度ごとに分けて論じるべきではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金は全国民で負担すべきものであり、自営業者とサラリーマンに分けて負担を論じることは適当でない。仮に制度間の負担を比べるとしても、国民年金の未納者はその時点では負担を免れるが将来の給付も受けなくなることを考慮すべき。(堀) <p>【基礎年金拠出金を応能負担とすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各被用者保険から支払われる基礎年金拠出金は、現在、各保険に加入する人の数に応
--	---------------------------------	--

	<p>(b) 基礎年金を税方式とすべきとする考え方</p> <p>②報酬比例年金への一本化</p>	<p>じて割り当てられているが、これを応能負担化し、報酬総額に応じた額とするべき。(山崎)</p> <p>【基礎年金は税方式によるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金部分と報酬比例部分については、意義と役割が異なり、所得捕捉の問題が解決されていない現状では、財源面で完全な峻別を行うことが必要。基礎年金については、全ての高齢者の基礎的な生活費の保障を行うものとして位置づけ、次期改正で全国民が薄く広く負担する消費税を活用して国庫負担を2分の1に引き上げるとともに、その後間接税による税方式へと転換すべき。(岡本・矢野) ・税方式は、努力なしに老後の生活を丸抱えするというのではない。(矢野) ・国民年金の未加入・未納が増加しており、現行の保険方式による皆年金の確保は達成不可能である。真の国民皆年金の確立こそが信頼の基礎であり、資産・所得により給付を制約されない、全ての住民を対象とした普遍主義原則の観点から、税方式化に向けた制度再設計を行うことが必要。(大山・山口・小島) ・基礎年金の税方式への転換は、男女ともに人生を通じて多様な働き方をするようになった時代に適した抜本的な改革のひとつとして有効。第3号被保険者問題の解決にも資する。(井手) ・現在の基礎年金制度における国庫負担の位置付けはあいまいである。将来的には国庫負担はスウェーデン型の最低保証年金のような位置付けにしていく方向を検討すべき。(翁) <p>【サラリーマングループと自営業者グループを区分せず報酬比例方式の方向を目指すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の体系では、雇用就業の多様化、流動化により、相対的に第2号被保険者の減少と第1号被保険者の増大が見込まれることに、対応できない。全国民加入の一元的制度へ再構築すべき。(大澤) ・第1号被保険者は必ずしも昔ながらの自営業者ではないので、「第1号はサラリーマンと違って一生働けるから基礎年金だけでいい」といった考え方の見直しが必要。(杉山) ・ワークスタイルの多様化が進んでおり、仕事の内容でなく「立場」により保険料の負担や給付が変わることは適当でない。また届出漏れなどで、より一層の空洞化が生じる恐れもある。(井手)
--	---	--

	<p>○報酬比例年金への一本化を目指す場合、自営業者の所得把握についてどう考えるか。</p> <p>○報酬比例年金に補足的な給付を組み合わせることについてどう考えるか。</p>	<p>【自営業者グループの所得把握の問題点を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者も所得に応じて保険料を負担する所得比例方式をとるのが望ましい。ただし、所得把握をどうするかがあり、現状では第2号と同じ条件は難しいと思われる。(杉山) ・自営業者にも所得比例の年金が望ましいとしても所得捕捉による保険料算定が困難。(大山・山口・向山) ・自営業者についても所得捕捉に努め、将来的には応能負担制に改めるべきだが、その場合に給付面にどのように反映させるかは今後の検討課題。なお、国民年金の保険料免除は多段階にすべき。(山崎) ・当面は現行の制度体系を維持し、中長期的（所得の十分な把握が前提）には自営業者と被用者制度を一元化すべき。(堀) ・理想的には、年金制度を所得比例の1階建てに一本化していき、基礎年金部分を最低保証として国庫負担で賄う方向が分かりやすく、合理的。そのためには、サラリーマン被用者と自営業者間で公平な所得の捕捉体制の整備をされるべき。(翁) <p>【報酬比例構造に税財源による補足的な給付を組み合わせる意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人が同一の所得比例年金を目指し、低所得者を対象にミニマム年金を設定すべき。(今井) ・抛出インセンティブのメリットがある賦課方式で所得比例の制度と併せて、累進所得税を税源とする一般財源によるミニマム年金を創設すべき。(大澤) ・スウェーデン方式を参考に、所得比例とし、無・低年金者に対して税財源による保証年金を充ててはどうか。(杉山) ・2階建て構造の骨格についても当面は維持するが、自営業者等の十分な所得把握、男女間の賃金格差の縮小、女性の就労環境の改善等が実現すれば、社会保険方式の1階建て年金（所得比例年金）+最低保障年金制度の導入を検討。(堀)
<p>(2) 制度の理解を深める仕組み</p>	<p>○現役世代、特に若い人の年金制度に対する理解を深めるため、将来の自らの年金給付を実感できる仕組みや運営として、どのようなものが適切か。</p>	<p>【個人に対して加入記録や将来の年金についての情報を通知すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に加入記録を知らせ、必要なアドバイスを提供すべき。(山崎) ・個人に対する抛出と給付の関係を明確に告知することは、若年層や現役世代の年金不信や不安を解決するためにきわめて重要。(翁) ・年金個人情報通知には賛成。導入にあたっては、特に若い世代の意見を取り入れ、どのような通知であれば興味を持って読むかを十分検討の上導入してほしい。(杉山) ・年金個人情報提供に向けた当面の取組（年金見込額試算対象年齢50歳以上への引下げ、

		<p>58歳到達者への直接本人宛通知、インターネット等を通じた照会)を確実に実施すべきである。また、わかり易い制度とするためにポイント制が検討されているが、厚生労働省のポイント制案を採用すると、年金額の算定式が変更され実際の計算式が分かりにくくなるため、誤解が生じる可能性がある。(井手・岡本・矢野)</p> <p>【ポイント制の導入を検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の年金額のおおよそが分かることで、保険料納付意欲が高まり、かつ、老後の生活設計に役立つため、賛成。(堀) ・定期的に加入記録を通知する一環として、年金額算定式におけるポイント制の導入も検討すべき。ただし、①ポイント制を導入しても、老齢年金については65歳時の年金額の水準の通知にとどまること、②加入者にとっての関心事はポイントそのものよりも年金額であり、しかもポイントの単価は毎年変わるのだから、現在価格での過去の加入実績分の見込み額を通知するのと同じであること(これは現行制度でも可能である)、③給付乗率が同一となる昭和21年4月2日以後に生まれた者についても、今後の制度改正によっては経過措置の導入等により、単価が生年月日等によって変わることがありうること、④導入に伴うシステム開発コストや通知費用が相当にかかること等、についても十分に考慮する必要がある。(山崎) ・これからの年金制度は何よりも分かりやすいものになることを望む。ポイント制は、本人の拠出の実績がわかるのがよい。ドイツのように、わかりやすい内容を考えてほしい。(杉山) ・ポイント制に賛成。納付実績の少ない人が通知を見て老後のために行動できる仕組みにするべき。(山口)
--	--	--

	<p>○保険料固定方式とした上で、さらに講ずべきことを検討すべきとする意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の厳しい経済情勢の下で、保険料引上げについて国民の合意を得、かつ、保険料引上げについての政治的リスクを避けるために、将来の段階保険料を国民に明示し、かつ、それを固定するという約束をするのは止むを得ない選択。(堀) ・スウェーデン改革のいくつかの要素のうち、保険料を固定して社会経済情勢の大きな変化に対しては自動的に給付水準を調整するという考え方は、我が国にも応用できるのではないか。(近藤) ・制度の見直しのたびに給付の抑制と負担の増加の繰り返しで、制度に対する国民の信頼は揺らぎ始めている。(渡辺) <p>【保険料固定方式を採用した上で、さらに講ずべきことを検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付乗率の引下げなど、高齢層の世代も負担を分かち合う仕組みを考えるべきである。(翁) ・世代間格差の是正のため、給付乗率、モデル年金の見直し、高額所得者への給付制限等についても議論する必要がある、それぞれの財政への影響を示すべきである。(岡本・矢野) ・保険料固定方式の採用にあたっては、世代間の不均衡を是正するために、給付面と負担面の双方での見直しを急ぐべき。(山崎) ・将来世代にとっては、給付調整のリスクがみえないところが保険料固定方式の難点。そうした不安の解消のため、世代間の公平性をわかりやすい指標を用いて検証し、説明していくことが前提。その上で、現状の段階でも、その程度の給付調整が可能なのか、公的年金控除の縮減についてどの程度まで行えるのか、について、十分かつ綿密な検討を行うべき。(翁)
<p>(2) 保険料負担</p>	<p>○将来の最終的な保険料水準についてどう考えるか。</p>	<p>【20%程度にすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業にとっては、法定福利費の負担が大きくなっているため、保険料率はできるだけ抑えるべきであるが、「方向性と論点」に記載されている保険料率20%は参考にするべきである。(神代) ・最終保険料率は20%程度が許容できる限度として、給付水準を維持するための方策について検討する必要がある。(大山) ・将来の保険料水準は、前回改正で設定された20%程度。その程度であれば、諸外国との比較でも許容されるべき。(山崎)

○保険料の引上げ方についてどう考えるか。

【20%を下回る水準とすべきとする意見】

- ・医療保険や介護保険の負担を考えると、年金の最終保険料20%は大きすぎるのではないか。(翁)
- ・今回の制度改正では、保険料固定方式を採用し、負担に軸足を置いた改革を実現すべきである。医療・介護等の社会保険料負担や世代間の不公平を是正するという考え方に立って、給付の見直し、積立金の取崩し、基礎年金部分の間接税方式への移行を進める中で、現行の年収の13.58%を極力上回らない水準で長期間固定すべきである。したがって、最終保険料率を現行水準に固定した場合、加えて、例えば15%程度に固定した場合の試算を、基礎年金の国庫負担割合を2分の1を超えて引き上げた場合ともあわせて、国民に示すべきである。(井手・岡本・矢野)

【20%を下回る水準でも給付水準の維持は可能とする意見】

- ・空洞化の解消、厚生年金の適用拡大、さらに遺族年金の見直し等を行えば、最終保険料を20%まで上げなくても今の給付水準を維持できる。また、基礎年金を税方式化すれば、15%程度の保険料率で十分給付水準の維持は可能。(小島)

【保険料の引上げは不可欠とする意見】

- ・少子高齢化が大幅に進む中で、公的年金制度を将来も維持するためには、保険料引上げの凍結解除と段階的引上げは必要不可欠。(堀)
- ・保険料の引上げの凍結は、財政規律という観点からは好ましくない。世代間の負担の公平を考え、できるだけ早く最終保険料率に到達させるべき。西欧諸国の保険料水準と比較すると、我が国はまだ低い段階にある。引上げを怠ると、高齢化のピーク、あるいはその後の保険料水準が極めて高くなる。(近藤)

【保険料引上げ計画を前倒しすべきとする意見】

- ・保険料の引上げ計画を前倒しするべき。少なくとも前回改正での保険料凍結の影響は早急に解消すべき。前倒しにあたっては、年齢別の保険料引上げ計画もありうるのではないか。(山崎)
- ・最終的な保険料率への引上げは、次世代への負担をできるだけ軽くするためにも、2025年といわず、到達時期を前倒しする方向で検討を進めていく方がよいと思う。(杉山)
- ・保険料の引上げが凍結され、計画より5年遅れている状況である。少しでも早く最終保険料に到達すべき。(近藤)

		<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の小刻みな引上げは、政治経済情勢によって実現できなくなる可能性があり、最終保険料を低くするためにも、保険料を早めに引き上げるべきである。(翁) <p>【安易に保険料を引き上げるべきでないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の活力を奪い、経済の活性化を阻害し、さらには企業の雇用維持努力に水を差すことになるので、安易に保険料負担を引き上げるべきではない。(矢野)
<p>(3) マクロ経済スライド</p>	<p>○マクロ経済スライドを行うときのスライド調整率について、どう考えるか。</p>	<p>【マクロ経済スライドが適当であるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手取り総賃金という国全体の経済力(＝保険料負担能力)の伸びに見合ったスライドを行うというもので、負担者の観点からは理論的に正当化し得る。(堀) <p>【実績準拠法によるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来予測の変動によって変わる将来見通し平均化法よりも、実績準拠法が望ましい。(堀) <p>【将来見通し平均化法によるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付面に関しては、将来見通し平均化法などにより、水準適正化を前倒しするべき。(山崎) <p>【将来の少子化を見通して早めに給付水準を調整すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績準拠法では2025年以降に給付の調整が集中するため、現役世代の納得を得ることは困難。少子化を見通して早めに給付水準を調整していくべき。(矢野) ・時間をかけて給付調整をする場合、将来世代に給付削減のしわ寄せが生じる。(岡本・矢野) <p>【長寿化などへの対応の必要性を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既裁定年金について、寿命の伸びを給付の調整に反映するような仕組みが組み込めないか。(近藤) ・寿命が非常に伸びた場合には、スウェーデン方式のような考え方を入れるかどうか、議論するべきである。(神代) ・給付スライドについては、少子高齢化、運用利回りの低下などのリスクを自動的に給付額に反映できる仕組みとするべきである。(翁)